別表十(十) 「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 											
特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等 事業 · · · の損金算入に関する明細書 年度 · · · 法人名											
I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書											
利益のハ	金銭の分配の額	1	円	社	社債的受益	権の言	元本の当	期末残	高	17	円
分配の	超 過 分 配 額	2		债.							
額の計算	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3		的受		(17)	$\times \frac{5}{100}$			18	
分	税引前当期純利益金額	4		益権					額	19	
配	前期繰越損失の額	5		に係	(別本	(別衣五(一		[(一) 「31の①」)			
可能	減 損 損 失 の 額	6		いる受		(18)	— (19)			20	
利	$(6) \times \frac{70}{}$	7		益	NA HER VIEW		> 11 Ab	., -, ,,			
益	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8		証券	当期に償	遠し7 の 客	た社債!額の	的受益 合計	権額	21	
の額	発行をしている場合には、(8) - (26)) (マイナスの場合は0)	9		発	特定譲渡 資金のう 元本の償	ち社	債的多	益 権	の	22	
の	担 み み 更 業 年 度 後 に	10		行を						00	
計	[16]欄	11		し		(21) - 	- (22)			23	
① ② ③	「区分番号」欄:「00398」				J		算 入 却 費	されの	る額	24	
(1))が(13)を超える場合の(3)の額	14		の	(マイ		- (24) の場合に	10)		25	
所	(別表四「34の①」)	15		調整	社債的受	益権に	こ係る	受益証	券	0.0	
	益 の 分 配 の 額 の う ち 期の損金の額に算入する金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)				の発行を l (る場合 (25)×2		頟	26	
_	Ⅱ 特定投資信記	もに	係る受託法人の収益	<u></u> න	分配の額の	損金算	算入に関	する明	細書	<u></u>	
収益のい	総 分 配 額	27	円	分	税引前	当 期	純 利	益金	額	34	円)
分配の額	超 過 分 配 額	28		配可	期首	欠 拮	損 金	<i>O</i>	額	35	
の計	収	29	Ī	能	減損	損	失 	の	額	36	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 (36) × 100 (36) × 100 (36) (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37										37	
1 2) 「区分番号」欄:「00399」	第	68条の3の3第1	項) ー (3 ナス(35) - (37 の場合は	7) (0)	安百	38	
3		32		の	47 NP 0	(2	28)			39	
	(別表四「34の①」) 益の分配の額のうち	34		計	超過分 (39) に 対	さて	られ	た金	額	40	
当	期の損金の額に算入する金額 ((31)と(32)のうち少ない金額)		-	算			収 益 39) - (額	41	